

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 生産者支援課

法令名	農業協同組合合併助成法	法令の番号	昭和36年法律第48号			
許認可等の種類	推進法人の事業計画及び収支予算の認可、変更の認可	根拠条項	第8条第1項			
審査基準	<p>農業協同組合合併助成法施行規則</p> <p>平成4年5月22日 農林水産省令第30号</p> <p>(事業計画等の認定の申請)</p> <p>第3条 推進法人は、法第8条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 収支予算書</p> <p>3 前事業年度の予定貸借対照表</p> <p>4 当該事業年度の予定貸借対照表</p> <p>5 前2号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類</p> <p>② 前項第1号の事業計画書には、法第7条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>③ 第1項第2号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。</p> <p>(事業計画等の変更認可の申請)</p> <p>第4条 推進法人は、法第8条第1項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第1項第4号又は第5号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p>					
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課		
	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	日	目次	
			標準経由期間	日	NO	46